

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年2月7日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 邦 雄

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那 須 智

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那 須 智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第65期 第3四半期累計期間	第66期 第3四半期累計期間	第65期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(千円)	5,089,002	5,219,007	6,850,843
経常利益	(千円)	898,982	831,887	1,123,838
四半期(当期)純利益	(千円)	516,827	1,579,211	727,271
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	15,867,415	17,615,147	16,072,292
総資産額	(千円)	17,913,323	19,506,672	18,051,647
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	82.74	252.46	116.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	82.21	251.12	115.68
1株当たり配当額	(円)	15.00	15.00	30.00
自己資本比率	(%)	88.4	90.2	88.9

回次		第65期 第3四半期会計期間	第66期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	21.53	198.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが増しているものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、人手不足に伴う生産・物流コストの高騰に加え、相次ぐ自然災害や消費税増税に伴う個人消費の縮小等が懸念され、海外では、米中貿易摩擦等による中国経済の減速や、英国のEU離脱問題等の海外経済の動向等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社の当第3四半期累計期間における売上実績は、茶エキスにつきましては、緑茶エキス等が減少したものの、紅茶エキス等が増加したため、売上高は2,625百万円（対前年同四半期比3.6%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末酢・粉末魚介等が減少したものの、粉末椎茸・粉末昆布等が増加したため、売上高は1,372百万円（同0.9%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、椎茸エキス等が減少したものの、昆布エキスが増加したため、売上高は556百万円（同0.3%増）となりました。

植物エキスにつきましては、野菜エキスが減少したものの、果実エキス等が増加したため、売上高は556百万円（同4.7%増）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ等が減少したものの、ワインタイプ等が増加したため、売上高は103百万円（同1.4%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は5,219百万円（同2.6%増）となり、前年同四半期に比べ130百万円増加しました。

損益面につきましては、売上原価の増加により営業利益は736百万円（同10.9%減）、受取配当金66百万円（同13.4%増）を計上したため、経常利益は831百万円（同7.5%減）となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、法人税等751百万円（前年同四半期は252百万円）を計上したため、四半期純利益は1,579百万円（同205.6%増）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計は19,506百万円となり、前事業年度末に比べ1,455百万円増加しました。

流動資産については10,757百万円となり、前事業年度末に比べ829百万円増加しました。主に、現金及び預金が578百万円、売上債権が72百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については8,749百万円となり、前事業年度末に比べ625百万円増加しました。主に、有形固定資産が188百万円減少したものの、繰延税金資産が580百万円、投資有価証券が210百万円、それぞれ増加したことによります。

負債合計は1,891百万円となり、前事業年度末に比べ87百万円減少しました。

流動負債については1,818百万円となり、前事業年度末に比べ32百万円増加しました。主に、未払法人税等が86百万円減少したものの、仕入債務が212百万円増加したことによります。

固定負債については72百万円となり、前事業年度末に比べ120百万円減少しました。主に、繰延税金負債が113百万円減少したことによります。

純資産合計は17,615百万円となり、前事業年度末に比べ1,542百万円増加しました。主に、配当金の支出により187百万円減少したものの、四半期純利益1,579百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が144百万円増加したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は143百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 あります。
計	9,326,460	9,326,460		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月31日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,066,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,250,600	62,506	同上
単元未満株式	普通株式 9,360		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		62,506	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 42株が含まれております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	3,066,500		3,066,500	32.88
計		3,066,500		3,066,500	32.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,928,503	7,506,880
受取手形及び売掛金	1 1,676,874	1 1,749,613
製品	546,807	583,258
仕掛品	398,343	294,633
原材料及び貯蔵品	357,338	394,611
その他	20,167	228,373
流動資産合計	9,928,035	10,757,370
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,706,436	1,636,685
機械及び装置（純額）	1,064,682	912,568
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	4,452	16,673
その他（純額）	115,702	136,409
有形固定資産合計	5,449,578	5,260,641
無形固定資産	16,778	33,130
投資その他の資産		
投資有価証券	2,414,060	2,624,087
破産更生債権等	1,442,482	1,425,078
繰延税金資産	-	580,006
その他	243,194	251,435
貸倒引当金	1,442,482	1,425,078
投資その他の資産合計	2,657,254	3,455,529
固定資産合計	8,123,611	8,749,301
資産合計	18,051,647	19,506,672

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 417,864	630,236
短期借入金	2 680,000	2 680,000
未払金	180,015	159,680
未払法人税等	137,970	51,040
賞与引当金	120,000	61,203
設備関係支払手形	214	-
その他	249,714	236,584
流動負債合計	1,785,778	1,818,745
固定負債		
役員退職慰労引当金	24,340	17,130
繰延税金負債	113,587	-
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	193,576	72,779
負債合計	1,979,354	1,891,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,444,803	4,440,440
利益剰余金	10,964,646	12,356,260
自己株式	3,429,394	3,414,602
株主資本合計	15,652,329	17,054,373
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	386,868	531,071
評価・換算差額等合計	386,868	531,071
新株予約権	33,093	29,702
純資産合計	16,072,292	17,615,147
負債純資産合計	18,051,647	19,506,672

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	5,089,002	5,219,007
売上原価	3,587,791	3,802,522
売上総利益	1,501,210	1,416,484
販売費及び一般管理費	674,727	680,417
営業利益	826,483	736,066
営業外収益		
受取利息	882	840
受取配当金	58,560	66,387
貸倒引当金戻入額	1,238	17,404
その他	15,056	13,981
営業外収益合計	75,739	98,615
営業外費用		
支払利息	2,943	2,793
その他	295	1
営業外費用合計	3,239	2,794
経常利益	898,982	831,887
特別利益		
固定資産売却益	-	4
投資有価証券売却益	1,372	-
受取保険金	15,762	-
特別利益合計	17,134	4
特別損失		
損害賠償金	-	997
固定資産除却損	1,734	3,173
投資有価証券評価損	143,273	-
その他	1,327	-
特別損失合計	146,335	4,170
税引前四半期純利益	769,781	827,721
法人税等	252,954	751,489
四半期純利益	516,827	1,579,211

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(繰延税金資産の計上について)	当社は、2020年3月期において税務上の繰越欠損金が発生することになり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、当期および今後の業績見通し等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、2020年3月期第3四半期において繰延税金資産を計上し、これに伴い法人税等調整額(は利益)として751,489千円(四半期損益計算書の表示上は「法人税等」へ含まれます。)を計上いたしました。

(四半期貸借対照表関係)

- 1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	58,801千円	44,657千円
支払手形	514千円	-千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第3四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	680,000千円	680,000千円
差引額	1,620,000千円	1,620,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	322,196千円	341,256千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	2018年3月31日	2018年6月27日	利益剰余金
2018年10月26日 取締役会	普通株式	93,697	15.00	2018年9月30日	2018年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金
2019年11月1日 取締役会	普通株式	93,898	15.00	2019年9月30日	2019年12月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、食品加工事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	82円74銭	252円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	516,827	1,579,211
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	516,827	1,579,211
普通株式の期中平均株式数(株)	6,246,513	6,255,330
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	82円21銭	251円12銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	40,407	33,338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

(1) 中間配当

第66期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）中間配当について、2019年11月1日開催の取締役会において、2019年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	93,898千円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月9日

(2) 重要な訴訟事件等

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をいたしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月7日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 野 大 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 岡 和 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。